

市民参加推進員について

久喜市市民参加条例（抄）

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 3 号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第 16 条 市長は、市民参加を推進するため、13 歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- （1）市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をするよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- （2）この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

<前回からの対応>

①市民参加推進員の愛称及びキャッチフレーズの決定

- ・市民参加推進員の募集チラシを配布

→前回の会議で決まった市民参加推進員の愛称「まちづくりサポーター」やキャッチフレーズ「みんなでつくろう！未来の久喜市」の入った募集チラシを市内の中学校・高校・平成国際大学へ配布した。

②SNSの活用

- ・ツイッターに投稿し、市民参加推進員の登録を呼びかける。

→今年度中に市民参加推進員の登録を呼びかける投稿をする予定。